

佐本交企発第155号
佐本交指発第182号
佐本規制発第156号
令和3年8月19日

各 部 長
各 参 事 官 殿
各 所 属 長

保 存	5年(令和9年3月31日まで)
有 効	令和9年3月31日まで
企画第一係	

佐賀県警察本部長

「通学路等における交通安全の確保及び飲酒運転の根絶に係る緊急対策」
を踏まえた交通事故防止対策の更なる推進について（通達）

本年6月28日に千葉県八街市で発生した交通死亡事故を受け、同年8月4日、「交通安全対策に関する関係閣僚会議」が開催され、「通学路等における交通安全の確保及び飲酒運転の根絶に係る緊急対策」（以下「緊急対策」という。別添）が決定された。

緊急対策は、通学路等における交通安全の確保及び飲酒運転の根絶に係る交通安全対策について、緊急に対応すべき施策をはじめ重点的に取り組むべき施策を取りまとめたものであり、関係所属においては、これを踏まえ、対応に万全を期されたい。

（別添 省略）